

第4号議案**令和7年度賦課金の額、賦課の方法、徴収の時期及び徴収方法の決定について****1. 賦課金の額**

正組合員 1戸当たり 2,000円

2. 賦課の方法

令和7年6月1日を賦課基準日とする。

3. 徴収の時期

令和7年9月1日に徴収する。

4. 徴収の方法

貯金口座振替とする。

第5号議案**令和7年度における理事及び監事の報酬決定について**

令和7年度の役員の報酬については、組合員代表者並びに学識経験者から構成されるJ A信州うえだ役員報酬審議会において、農業を取り巻く諸環境やJ Aの事業状況などを考慮し出された答申を踏まえるとともに、昨年度の支給実績及び事業実績、経済情勢の変化等を考慮して下記の通りとする。

1. 令和7年度の理事の報酬は総額56,400千円以内とする。

各理事の報酬額については、その範囲内において理事会に一任する。なお、理事は25名です。

2. 令和7年度の監事の報酬は総額14,600千円以内とする。

各監事の報酬額については、その範囲内において監事の協議に一任する。なお、監事は6名です。

第6号議案**役員退職慰労金の支給について**

当組合における「役員退職慰労金積立規程」に基づき、在任中の労に報いるため、理事総額11,860千円、監事総額10,800千円以内の範囲内で退職慰労金を支給する。

但し、役員毎の金額、支給時期、方法等については、理事については理事会に、監事については監事の協議に一任する。